

2025年11月21日

各 位

会 社 名 ラクオリア創薬株式会社
代 表 者 名 代表取締役 須藤 正樹
(コード番号：4579)
問 合 せ 先 執行役員 経営管理部門担当 志水 幹憲
(TEL. 052-446-6100)

大法院における全件勝訴判決のお知らせ

当社は、当社の保有する胃酸分泌抑制剤 tegoprazan(韓国販売名「K-CAB®錠」)の韓国物質特許(韓国特許番号：特許第 1088247 号)について、韓国の後発品メーカー等 60 社以上により消極的権利範囲確認審判が請求され、延長された特許権の効力範囲について争っておりましたが、このたび、特許審判院の審決(第一審に相当)および審決取消訴訟(第二審)に続いて大法院(第三審)においても、全件勝訴判決を獲得したことをお知らせいたします。これにより、2031 年までの韓国における K-CAB®錠の独占販売権は完全に確立され、揺るぎない法的保護のもとで当社の市場優位性が盤石なものとなりました。

今回の一連の訴訟につきましては、2025 年 8 月 14 日付「胃酸分泌抑制剤 tegoprazan に関する審決取消訴訟の全件勝訴判決のお知らせ」*にてお知らせいたしました通り、一部の原告は、第三審に相当する大法院に上告し、訴訟が継続しておりました。このたび、大法院は、原告の上告を全て棄却する判決を言い渡し、終局的に判決が確定いたしました。これにより、2031 年までの間、韓国における K-CAB®錠の独占販売権が完全に確立され、当社が受け取るロイヤルティが確保されることになります。

今回の勝訴判決は、当社の知的財産戦略の成果であり、今後の成長に向けた強力な基盤となります。

当社は今後も引き続き、知的財産権を重要な経営資源と位置付け、「innovators for life」のスローガンのもと、Mission・Vision・Value に基づいた、革新的な創薬活動を展開することで、患者さんの QOL の向上に一層貢献できるよう努めてまいります。

なお、本件に伴う 2025 年 12 月期(2025 年 1 月 1 日～2025 年 12 月 31 日)の当社業績への影響は軽微です。

以 上

<ご参考>

※：2025 年 8 月 14 日付「胃酸分泌抑制剤 tegoprazan に関する審決取消訴訟の全件勝訴判決のお知らせ」(https://data.swcms.net/file/raqualia-corp/ja/news/auto_20250813540111/pdfFile.pdf)